

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

<u>出席議員</u> . . . . .	2
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u> . . . . .	4
一般質問	
<u>伊 勢 英 昭 議員</u> . . . . .	4
1 本町における高齢化と移住・定住対策について	
2 小中学校の環境整備について	
<u>西 澤 文 久 議員</u> . . . . .	2
4	
1 防災減災対策について	
2 災害時の食料備蓄について	
<u>安 田 知 己 議員</u> . . . . .	3
2	
1 国民健康保険税について	
2 児童クラブについて	
3 災害公営住宅の家賃について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場

合があります。

平成31年3月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（17名）

1番	伊藤 司 君	2番	鈴木 晴子 君
3番	西澤 文久 君	5番	小淵 洋一郎 君
6番	安田 知己 君	7番	木村 範雄 君
8番	土村 秀俊 君	9番	吉岡 伸二郎 君
10番	高久 時男 君	11番	鈴木 忠美 君
12番	伊勢 英昭 君	13番	永野 渉 君
14番	遠藤 紀子 君	15番	渡辺 幹雄 君
16番	郷右近 隆夫 君	17番	及川 智善 君
18番	櫻井 正人 君		

欠席議員（1名）

4番	後藤 哲 君
----	--------

説明のため出席した者

町 長	熊谷 大 君
副 町 長	伊藤 三男 君
総 務 課 長	折笠 浩幸 君
政 策 課 長	櫻井 昭彦 君
財 務 課 長	高橋 三喜夫 君
税 務 課 長	阿部 智子 君
町 民 課 長	伊藤 智 君
生 活 安 全 課 長	櫻井 浩明 君
保 健 福 祉 課 長	伊藤 文子 君
子 ども 支 援 課 長	菅井 百合子 君
都 市 整 備 課 長	菅野 勇 君

産業振興課長 兼農業委員会事務局長 兼農林水産班長	阿部義弘君
上下水道課長	鈴木啓義君
収納対策室長	鈴木真由美君
文化複合施設推進室長	庄子敦君
会計管理者兼会計室長	小幡純一君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	佐藤博昭君
教育総務課長	庄司幾子君
生涯学習課長	高橋徳光君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	庄司英夫君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭君
主 幹	土屋俊介君
主任主査	利玲子君
主 事	千葉あさ子君

---

議 事 日 程 （第4日）

平成31年3月14日（木曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成31年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

4番 後藤 哲君から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出されております。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番 永野 渉君、14番 遠藤紀子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

初めに、12番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔12番 伊勢英昭君 登壇〕

○12番（伊勢英昭君） 皆さん、おはようございます。

一般質問を始めさせていただきます。

12番、利府町議員会派21世紀クラブの伊勢英昭でございます。

今回は、大きく2点について質問通告しております。当局の丁寧な御答弁を期待しておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

1番目は、本町における高齢化と移住・定住対策について。2番目は、小中学校の環境整備についてであります。

早速質問要旨を読み上げますので、よろしく申し上げます。

質問事項の1、本町における高齢化と移住・定住対策について。

日本人の平均寿命は、男性が80.38歳、女性は87.14歳と、50年前と比べ男女とも15歳も伸びるということで、福祉関連予算が増加し、年金、医療、介護等の給付負担が年々増加する一方

でございます。

今現在、本町は県下での高齢化率は低位に位置しますが、何せベッドタウン型自治体の特徴として、これから高齢化が一気に進み、高齢者人口指数は高位の数値を示すとされております。本町の場合、2015年の高齢者人口を100とした場合の将来指数は、2045年には180.6となり、65歳以上の高齢者は1万3,000人を超えてしまうということでございます。これは、国立社会保障・人口問題研究所、平成30年の推計でございます。

また、将来人口を決定づける二十歳から39歳までの若年女性人口変化率も、同様の期間でマイナス35.2%であり、約4,250人から約2,750人に減少してしまう計算になります。総人口も、2015年も2045年もほぼ変わらないため、これから30年間は慢性的な高齢化現象が延々と続くことが予想されます。

本町では、これまで人口減少が目立たなかったため、少子高齢化については他の自治体ほど熱心に議論がなされてきませんでした。しかし、ここ数年、じわじわと若年人口が減少し、高齢化率も上昇傾向にあります。

この際、この状況の回避策として本格的に移住・定住対策について検討する時期に来ていると思われま。

そこで次のことについて、町長の所感をお伺いいたします。

（1）報道では、人口の将来展望を示す地方人口ビジョンについて、2040年推計の見直しとありましたが、本町の現状はどのように把握しているのでしょうか。

（2）移住・定住促進に対して、本町でのこれからの取り組みについてお聞かせ願います。

- ①結婚・出産・子育てについて。
- ②若者の地元定住策について。
- ③産業誘致、雇用拡大について。
- ④人手不足、女性や高齢者、外国人の受け入れについて。
- ⑤U・I・Jターンと移住支援金について。
- ⑥住環境、景観、空き家対策の整備について。

大きく（3）シティプロモーション、交流人口の拡大、インバウンドへの取り組みについて具体策はあるのでしょうか。

大きな2番目、小中学校の環境整備について。

去年暮れに、利府小学校の新築落成式があり、天井、廊下の板張りのぬくもりと最高の明る

さで、何と快適な校舎なのかと感嘆したものでございます。しかし一方で、教室の余りの寒さに震えながら、コートやジャンパーを着込んだまま授業を受ける町内の小学校もあり、学校間の格差に愕然といたしました。昨年は、猛暑ということもあり、エアコン設備で各自治体とも議論が白熱しましたが、とにかく勉強に集中できる最適な温度管理が必要ではないかと痛感いたしました。

そのほか、保護者からの指摘により以下について質問いたします。

（1）暖房機について。

①冬場の設定温度はどのくらいか。

②経年劣化による暖房機の交換時期はどのくらいなのか。

③小中学校の燃料費は平均化しているのか。

（2）吹奏楽の楽器備品が老朽化しているという苦情が出ております。楽器は高価でありませんが、自前で準備するのでしょうか。

（3）中学校の部活動について。

スポーツ庁は昨年3月、運動部活動に週2日以上のお休みを設ける指針を策定しましたが、本町では指針どおり策定したのかどうかお聞きいたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、本町における高齢化と移住・定住対策については、町長。

2、小中学校の環境整備については、教育長。

初めに町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の、本町における高齢化と移住・定住対策についてお答え申し上げます。

まず（1）本町における2040年推計と現状の把握についてでございますが、平成28年3月に策定した利府町人口ビジョンにおいては、2040年の目標人口を3万9,245人と設定しております。

この算出に当たりましては、国立社会保障・人口問題研究所の人口推移をベースにしながら、合計特殊出生率が向上した場合を加味して算出した目標値であるため、新聞報道にあったような差を生じているものであります。

人口推移の現状といたしましては、人口は横ばいで推移している中で、高齢化率は増加し、

合計特殊出生率も微増にとどまるなど、人口減少、少子高齢化の波は本町にも確実に押し寄せているものと認識しております。

さらに、今後は進学や就職によります若い世代の転出に伴いまして、高齢化の進行が懸念されるところでありますが、一方で、新中道地区などの新たな団地開発等に伴う人口増加も期待できるところであります。

こうしたことから、今後、国や県、他市町村における当該ビジョンの見直しの動向に注視しながら、見直しの必要性について検討を行うとともに、できる限り人口ビジョンで定めた目標人口に近づけるよう各種施策の推進に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（２）移住・定住促進に対する本町のこれからの取り組みについてでございますが、さきに述べた利府町人口ビジョンで定めた目標人口の達成に向けて、当該ビジョンとあわせて利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

この戦略におきましては、住環境の快適性の向上や子育て支援の充実、交流を生かした産業の創出などの４目標のもと、移住・定住に向け多様な施策を盛り込み、現在、各施策、事業の推進に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みといたしまして、①結婚・出産・子育てにつきましては、りふレ横丁を会場とした街コンの開催や、利府松島商工会及びみやぎ青年婚活サポートセンター主催のカップリングパーティー、移動結婚相談会等の開催により、結婚を希望する男女の婚活支援を行っております。

また、昨年10月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期における総合的な相談支援等を実施するとともに、町内に5カ所ある子育て支援センターでは、子育て家庭の不安解消や安心して子育てできる環境づくりを進めているところであります。

②若者の地元定住につきましては、若者の転出抑制を図っていくための土台づくりとして、利府町まち・ひと・しごと創造ステーション *t s u m i k i* において、町への愛着づくりにつながるイベントや、若者が求める新しい働き方も踏まえた企業支援など、多様な取り組みを実施しております。また将来的に本町を居住地や勤務地として選択してもらえるよう、利府高校や宮城大学、東北福祉大学との連携事業にも取り組んでいるところであります。

③産業誘致、雇用拡大につきましては、ことしの3月に白石沢地区に、仮称しらかし台インターシティ工業団地が完成することから、流通系を初めとした企業を誘致できるよう、開発事業者や宮城県との連携を図りながら取り組んでいるほか、宮城県及び県内市町村と共同で策定

したもののづくり基本計画や観光産業基本計画等に基づき、自動車関連、高度電子機械、観光関連などの産業分野の企業誘致にも取り組んでいるところであります。

また、雇用拡大につきましても、塩釜公共職業安定所等と連携しながら、就職面談会や相談会などを開催し、求職者と企業とのマッチングが図れる機会の場を設けるなど、地元雇用の拡大に努めてまいります。

④人手不足の解消につきましては、6年間で24万人の新規就業者の創出を目標として、昨年の6月に閣議決定された女性・高齢者等新規就業支援事業について、宮城県との連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。特に、塩釜公共職業安定所管内においては、専門職や技術職、サービス業などが人手不足となっておりますが、今後、町内の雇用状況を見ながら多くの女性、高齢者の皆様が活躍できるよう取り組んでまいります。

さらに、外国人の受け入れについても、出入国管理及び難民認定法などに基づき受け入れ可能となる14分野について、県や関係機関及び企業との連携を図り検討していきたいと考えております。

⑤U・I・Jターンにつきましては、今年度、首都圏で開催された移住フェアに参加し、本町の魅力を発信しており、また、首都圏からの移住者の方を梨の担い手として育成する地域おこし協力隊事業についても、首都圏での募集活動に積極的に取り組み、1名の採用内定をしているところであります。

さらに、移住支援金につきましては、東京圏から移住し県が選定する中小企業等に就業した移住者の方々に対し、1世帯当たり最大100万円の移住支援金を支給する事業を、来年度から宮城県と共同で実施してまいります。なお、移住のための受け皿となる土地利用の促進に向け、新たな住宅地の開発等を誘導できるよう、これまで同様、宮城県へ積極的な要望活動を行ってまいります。

⑥景観、空き家対策など住環境の整備につきましては、町内会と連携したクリーンアップ大作戦を年2回開催するとともに、企業が主体となって取り組む清掃活動を支援するなど、景観の維持に努めているほか、緑豊かな自然環境と利便性のある住環境が調和した魅力ある生活環境づくりも進めているところであります。

また、空き家対策については、老朽化した物件や長期的に空き家になっている物件もあることは認識しておりますが、個人の財産にかかわるものであるため、踏み込みにくい問題であることから、国土交通省のガイドラインを参考にしながら、他自治体の先進事例等を調査し、空

き家対策のみならず本町の地域特性に即し、空き家の有効活用についても検討してまいりたいと考えております。

以上の取り組みのほか、今後取り組んでいくべき移住・定住施策、事業につきましては、現在進めている新総合計画の策定に合わせ、十分に検討してまいりたいと考えております。

最後に（3）シティプロモーション交流人口の拡大、インバウンドへの取り組みの具体策についてでございますが、本年度、日本東北六県感謝祭in台湾において、本町の観光PRを行っており、また、昨年3月に設立された仙台・松島復興観光拠点都市圏DMO協議会と連携し、須賀地区での漁業体験の動画を外国人ユーチューバーの方に投稿していただき、31万回を超える視聴回数となっております。またそのほかにも、本町の観光スポット等をPRする写真や動画をSNSにより広く情報発信するなど、国内外を問わず多くの方々に本町の魅力を発信しているところであります。

さらに、東京2020オリンピック競技大会の開催を契機として、外国の方々にも本町の魅力を知っていただけるよう、外国語併記のパンフレットを作成するとともに、町の玄関口になるコミュニティセンターに外国語表記の案内や多言語に対応できるタブレットを導入しております。

今後、さらに町の公式SNSによるシティプロモーションに積極的に取り組みながら、外国人観光客の方々への通訳サポートに対応できる地域おこし協力隊を募集するなど、県や関係団体との連携も図りながら、交流人口の拡大とインバウンド事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 12番 伊勢英昭議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目の小中学校の環境整備についてお答え申し上げます。

まず（1）暖房機について。

①冬場の設定温度についてでございますが、文部科学省が作成しました学校環境衛生管理マニュアルにおいて、教室の室温は17度から28度が望ましいとされていることから、小中学校の教室におきましては、冬期の暖房機を18度から20度に設定しており、室温の調整を図っております。

次に②経年劣化による暖房機の交換時期についてでございますが、毎年、暖房機の保守点検を行い、適正に管理しておりますが、ふぐあいが生じた場合には、その都度修繕または更新を行っております。

次に③小中学校の燃料費についてでございますが、児童生徒数や教室数等の学校規模によって、学校間の燃料の使用量が異なっております。また、燃料費は冬期の気温の状況や灯油の単価によって毎年変動するため平均化していないのが現状であり、費用の状況に応じ補正予算などで対応を行っております。

次に（２）吹奏楽の楽器についてでございますが、毎年、学校からの要望などを考慮し、予算の範囲内で楽器の購入や修繕を行ってきております。楽器の買い換えや修繕につきましては、高額になる場合が多いため、各学校と調整を図りながら対応していく必要があるものと考えており、昨年度には要望と必要性を考慮した上で、利府中学校にバスクラリネット1台、利府小学校にスーザフォン3台とドラムスタンド1台、今年度は利府小学校にアコーディオン2台を購入しております。しかしながら、老朽化している楽器を全て買い換えるには多額の財源が必要になりますので、今後も各学校と調整しながら、買い換えまたは修繕について対応してまいりたいと考えております。

最後に（３）中学校の部活動についてでございますが、本町におきましては、昨年11月に利府町中学校部活動ガイドラインを策定しまして、各中学校に周知をしております。

ガイドラインは、休養日の設定や活動時間の基準など、スポーツ庁及び宮城県教育委員会のガイドラインを準用した内容で策定しており、学校教育活動の一環としての部活動を適正に運営し、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活の充実を図るものとしております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） では、再質問させていただきます。

まず質問事項1の（1）についてから。

この地方人口ビジョンについては、各自治体で3年前の2016年3月までに作成されたということで、町は行っているということで、人口減少対策の5カ年計画、地方版総合戦略の基礎資料となるものであります。本町の推計ですと、2040年の推計人口は、先ほど町長が述べられたように2010年比率で115%の3万9,245人であるのに対して、一方で先ほどの社人研では106%の3万6,193人と推計しております。この間に約3,000人ほどの開きがありますがけれども、どうやら社人研のほうには東北地方の合計特殊出生率、つまり女性が生涯に産む子供の数ですけれども、統計上低く設定しているようであります。実際のところ、近年の本町の合計特殊出生率ほどのくらいなのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。

近年の本町における合計特殊出生率につきましては、数値が確定しております過去5年間について、平成25年度が1.32、26年度が1.32、同じです、27年度が1.31、28年度が1.34、29年度が1.41となっております。29年度につきましては、5年前と比べると0.09ポイント上昇しているという結果となっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 今、町の合計特殊出生率というのを教えていただきましたけれども、全国平均が1.43ですから、29年度で1.41ということで、全国に近づいているというわけでございます。人口がふえるというふうに見込める合計特殊出生率ですけれども、2.07を超えないと人口がふえないということですから、日本全体がもうほとんど人口がふえないという状況であります。本町も、全国平均から低いわけですから、大変なことが将来起きるのではないかというような感じがいたします。

本町ならではの出産、育児の手厚いサービスですら伸びないとすれば、人口増に向けて何らかの他の方策を考えないといけないというふうに考えます。つまり、本町でも本格的に移住・定住の促進策を本格的に政策の中心に考えていかないと、今後大変なことになるのではないかというふうに危惧するわけでございます。

次に移ります。（2）の①について。本町においては、出産、子育てについては、他の自治体がうらやむほど各種事業を次々とかつて展開してきたと思っております。本町のホームページ上も、最初ですけれども、利府町で子供を育てたらどれだけ有利なのかということが、これでもかというふうに列挙してあります。でも、しかしながら、その前の段階である結婚までに結びつく出会いの場、それを提供する場が何か少ないような感じがいたします。

先ほど町長から説明がありましたけれども、余りちょっと早かったので、書きとめることができませんでしたけれども、街コンも一生懸命やっているという話でございますけれども、私が把握しているところでは、婚活の場というのは宮城野区の青年会館のエスポールですか、ここでやっているというふうに記憶しております。なかなか成婚に至るまでは、すんなりとはいかないようですけれども、ここで伺いますが、本町では、婚姻届ですね、これは年間何組くらいあるか、その数字、最近で教えてください。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

過去5年間の婚姻届の件数であります、平成26年度370件、27年度414件、28年度402件、29年度371件、平成30年度、今年度ですけれども、これは2月末現在になります311件となっております。この状況を見ますと300組の中盤から400組の前半の間で5年間は推移しております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 今のような数字だということで把握いたしましたけれども、先進自治体の話でございますけれども、結婚新生活支援補助金というのがいろいろございまして、住宅購入だけではなくて賃借費用、借家住まいですけれども、それから引っ越し費用、それまで最大30万円の補助をする自治体があるということでございます。利府町ではやっておりませんが、これをやっているのは、子育て世代が住みたい田舎部門で全国1位になった栃木市でございます。そのほかにも、去年、私たち21世紀クラブと公明党が視察研修した石川県のかほく市でも、新婚さん住まい応援事業補助金というのがございまして、最大13万円の補助があります。このように、全国では出産・子育て以前の段階から定住促進を前提に、結婚段階から補助の対象に移行しているというような状態であります。本町の財政もありますけれども、本町においても検討の余地があるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、当然、財政事情というのは常についてきますが、今、御提案の内容につきましては、それぞれの自治体の人口動態、人の流れによりましては定住促進の施策として大変有効な施策と思われまますので、本町の場合、開発の状況や、当然人口動態の推移を見ながら、実施する時期なども含めて、その実現性について検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 人口動態ということで、人の流れですね。それで考えるということでございます。

その次の②に移りたいと思います。

②若者の地元定住策についてでございますけれども、やはり地元職がなければ、地元定住することはあり得ないというふうに思っております。いかに転出者を抑え、転入者をふやす

ということが問題だと思っておりますけれども、本町の地域特性として、やはり農業はもちろんのこと、特に商業、工業に特化して職業の幅を広げて雇用の場をふやしていかなければならないというふうに考えます。地元に残る若者は、そうしないと減っていくのではないかとこのように思っております。

今回、大型商業施設の新棟が建設されるということに当たって、相当の雇用数が期待されるということでございますけれども、町でどのくらい雇用を試算しているか教えていただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長兼農林水産班長（阿部義弘君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。

大型商業施設の新棟での雇用につきましては、現在、営業しております系列の商業施設、テナントも含めまして約800人から1,000人を雇用しております。今回新棟が完成しますと、名取市にあります系列の大型商業施設と同規模の約2,500から3,000人の新たな雇用を予定していると事業者から聞いております。これらのことから、できるだけ利府町内の方を雇用していただくよう、事業者に対して働きかけていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 今、答弁では2,500から3,000という数が出てきました。大変期待されるものかと思っております。

それでは、次に③産業誘致、雇用拡大についてお聞きいたします。

本年度予算書に、白石沢地区の工業団地が、この3月に完成ということでありました。企業誘致が順次進められていると思っておりますが、さっきの町長の答弁はございましたけれども、現状や見込みですね、今の現状や見込みについてお教え願いたい。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長兼農林水産班長（阿部義弘君） お答えいたします。

白石沢地区の企業誘致の現状と見込みにつきましては、工業団地全体の区画数が7区画、面積で約7.6ヘクタールとなっております。そのうち2区画、面積で約1.1ヘクタールが契約済みであり、業種につきましては食品加工と建設機械等の研究開発の企業となっております。また、残りの5区画、6.5ヘクタールにつきましては、現在、交渉中であり、開発業者からは早くてもことしの7月以降の契約になるのではないかと聞いております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） これで、また雇用がふえるのではないかとということで、大変期待されますね。

それからちょっと通告外になるかもわかりませんが、今、進められている新中道のコモンシティですか、大分人が張りついているのかなというふうに感じますが、今回、仙塩広域都市計画での線引き見直しで、将来市街地として整備開発が進められる新太子堂北地区や南地区、それから神谷沢の金沢地区、それから葉山地区、この件について住宅がないと人が住めないわけですから、それぞれ現在の状況、経過、どれだけ把握しているか、簡単にお教えねがいたい。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 市街化の編入状況につきましては、まず太子堂南地区につきましては、既に地区計画や区画整理等によって順調に整備されております。また、葉山地区については、御承知のとおり市街化区域から調整区域に、緑地として保存するために逆線というふうな形で調整区域に編入するものでございまして、この両地区につきましては、今、法手続等を行いまして、ことしの5月に、特に太子堂南は市街化に編入する予定でございまして。

また、太子堂北地区につきましては、今後、組合施工による区画整理で整備を計画しており、また、金沢地区につきましては、ちょうど県道沿いのほうが民間開発で、あと奥のほうが区画整理という事業所2つが入りまして整備をする予定となっております。両地区ともことしの5月に計画案を取りまとめて法手続を経て、来年の5月に編入を目指し関係機関と協議を行っている状況でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） というと、今の話で一番間近なのはどこでしょうか。金沢地区ですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

今のところ、一番早いのは太子堂南地区がことしの5月に市街化、これは既に地区計画では進めておりますが、今後、市街化区域へ編入というふうな形が太子堂南地区となっております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 相当期待されると思いますけれども、それからあと、町長の中でビジネスホテルというのがありましたね。ビジネスホテル。それから民泊という言葉もありましたね。

そのことについて言っておりますけれども、どのような宿泊者を求めているのか。それからそのホテルですけれども、施設としてはどのような、例えば会議室があるとか、宴会場があるとか、そういうものが、町長からの希望があると思っておりますけれども……。

○議長（櫻井正人君） 伊勢議員、産業誘致と雇用拡大なので、まず定住……、趣旨が全く違うので。

○12番（伊勢英昭君） 違うんですか。わかりました。では取り下げます。

では、次4番に入ります。

④について、人手不足ですね、これに入りますけれども、国会では、毎月勤労統計の調査方法で話題になっておりますが、圏域では、私は実感がありませんけれども上向いているんだと思います。ただ、正規雇用と非正規雇用の格差は大きいものがあるということは、皆さんご存じだと思います。この非正規雇用の担い手に、女性や高齢者、そして外国人に求められているというのが現状ではないでしょうか。人手不足は、この非正規雇用の職種に多いわけですから、今後の人手不足解消には女性、高齢者、外国人の労働者をふやさないといけないということで解決できないかなというふうに思っております。町長は、この外国人労働者の移住・定住については、どのように見解をお持ちでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。御質問ありがとうございます。

外国人と限ってお話でしょうか。

今回、入管法が改正をされまして、今まで、ヨーロッパとのEPAなんかもつながって、会合関係に外国人材を導入すると、来てもらうというお話が国を上げてされているところでございます。

私どもの町も、また宮城県も、今、有効求人倍率が1を超えて1.45あたりですか、なので、必ず、ほぼ完全雇用が達成されているという状況でございます。その中で、まだまだ人手が不足しているところで、外国人の手を借りたいというところで、日本はどのような制度を入れていったかという、技能実習生制度を入れて、3年間で働いて、そして国に帰って日本で学んだ技術を応用して、アジアのために自分の国のために頑張ってもらいたいという制度だったんですけれども、それが3年から5年に延長をされまして、より長く滞在しながら技能を習得できて、知識、技能を学べるという制度に変わってまいりました。

これは、管理施設や管理組合とか、いろいろなことをしなければいけないことはたくさんあ

るのでございますが、外国人労働者ということの枠で捉えるかどうかは、まだちょっと定かではないんですけれども、留学生や外国人の技能実習生、そうした制度を活用して、町内の経済団体、または会社、企業の皆様が足りない、もっと外国人枠をどんどん利府町内にもふやしていいのではないかとということの声があることも十分承知しております。

そこで、これは民間の皆様動きと連動しながらだと思えるんですけれども、ある企業さんは、モンゴルのほうに非常に結びつきが強いところがあって、そこから、モンゴルから優秀な技術者に働いてもらえるような環境をつくりたいという希望もちらほらと聞こえてきているところがございます。

町としてしなければいけないのは、そうした外国の方々が困らないような生活環境、または孤独に陥って変な行動に移らないように、変な行動というと失礼かもしれませんが、寂しさがゆえに犯さなくてもいいようなことをしないように、そうした生活環境をどのように地元の住民の皆様の理解を得ながらやっていくことになるのかなと思っております。

これは、まだまだ緒についていないような話ばかりでございますので、もう少し具体的な話が出てきたときには、より詳細な計画なんかを打ち出していかなければならないことかなと思っております。

また、いろいろな可能性を踏まえて、人手不足の解消ということをしなければいけないと思っておりますが、これも昨今言われていることでございます。実は、日本の給料はそんなにそんなに上がっていないと。賃金の上昇率がそんなに高くないと。これが東アジアの、または中東も人手不足でございますので、そうした国々との賃金比較をすると、決して外国人の皆さんにとって、日本が魅力的な労働市場であるかということ、余り選択肢の一つとして考えられていないのではないかとと言われること。

じゃあ、そうした人手不足を解消するために外国人に来ていただくには、どのような施策、また基礎自治体が施策を用意するのかということは、これは非常に大きな課題になって、これからくるということが予測されておりますので、先鞭をとれるように、私たちの町も情報収集をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 町長、一問一答方式なので、質問されたことに端的に答えて。余り長過ぎる。伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 日本がそんなに魅力的でないような労働市場だということで、一応、モンゴルという話が出ていましたけれども、利府町にチャイナタウンとか、それからコリアタウ

ンとか、そういうのがやはりできたらどうなのかなというふうには考えますけれども。

では次に移ります。

U・I・Jターン等の移住支援金について。先ほど石川県かほく市の新婚さん住まい応援事業補助金を紹介しましたがけれども、今度は同じかほく市の学生、U・I・Jターン奨励金制度を一応説明しておきます。これは、かほく市出身者で県外の高等教育を卒業した者で、県内の企業に就職し、かつかほく市内に住所を有する者に対して奨励金を10万円交付する制度でございます。この奨励金制度は、全国的に広がっております。本町でも、ふるさと納税が年々増加していることから、ふるさと納税のこの資金を手当てして、ふるさと納税の意義にかなうものではないかと思っておりますので、こういうものを本町でもつくってみたらどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

議員御質問の、かほく市で行っている大学生と大学院生などを対象としたU・I・Jターンの奨励金であります。これにつきましては、先ほどもお答えしておりますが、やはり自治体の人口動態の状況によりましては、移住・定住の促進に大変有効な施策かなと考えられますので、議員からお話があったふるさと納税の財源化も含めまして、今後、利府町に合っている事業なのかどうか、その辺も調査検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） あと今、ほかにも移住支援金と思われる政策が、近隣の松島町とか、それから塩竈市で見られます。松島町は、定住促進事業補助金制度で住宅取得費限度額50万円、そして町内の建築業者が建てた場合には100万円の補助があると。それから塩竈市でも、子育て世帯三世代同居近居世帯に住宅取得費50万円を上限に補助する制度がございます。

県内においても、最大350万という破格の補助を山元町が新年度から導入する模様でございます。本町は、これらの自治体と比べ、一歩おくれた感は否めません。来年から県と協力して100万という話がありましたけれども、こういう制度が近隣にあるということで、こういうことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

先ほど来、お話ししておりますが、やはりその自治体、自治体の人口動態、状況によってそ

それぞれそういった施策が考えられているものと思われます。議員からもお話があったように、平成31年度予算において、新たに移住支援金というものを予算化しております。このようなことから、引き続き移住に力を入れていきたいというふうに考えております。

また、先ほど来お話ししておりますが、開発の状況、それから人口の推移を見きわめながら、本町に合った適切な時期、制度などについて実現の可能性について検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 将来、利府町がしぼまないように、しぼんでいかないように、いろいろな検討をしていただきたいというふうに思います。

それから6番の住環境整備についてでございますけれども、来年度は、皆さん御存じのように東京オリンピックとパラリンピックが開催されて、本町でもサッカーの試合が10試合ですか、行われるということでございます。

お客様をもてなすには、やはり普通の家ではお客様をもてなすというところであれば、家を片づけて掃除をするというのが普通でございますけれども、本町でも同じように、さっき町長がクリーンアップ作戦というふうな言葉を聞きましたけれども、やはり本格的に利府町をきれいにする。美化運動を起こすということで、2回ということではなくて、やはり数多くやってもらいたいというふうに考えております。その点いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

利府クリーンアップ大作戦につきましては、これまで町内会ごとに実施してきた清掃活動を、より一層効果的に実施するため、年2回、6月と9月、第1日曜日を実施日と定めて行ってきたところであります。また、平成29年度、インターハイの開催時期には、インターハイウエルカム清掃と題して、企業と共同した清掃活動を実施してきた経緯もございます。

こういったことから、オリンピックイヤー2020年には、環境美化の面からも大会を盛り上げていけるよう、利府クリーンアップ作戦と、協賛していただける町内の企業と清掃活動ということで大きなイベントとして調整できればと考えております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 今はSNSですか、これを通して日本国内もしくは全世界に利府町の姿が映し出される可能性がありますので、どうか以前にもウエルカム清掃が行われたように、今

回もクリーンアップ作戦を展開して行ってほしいというふうに思っております。

それから次、空き家対策ですね。これについては、私が想定している空き家対策というのは、総務省の推計で、本町では空き家数が約900戸あると言われております。空き家率は本町は7.2%で、全国平均の13%よりも低いほうなんです。それで、賃貸用の住宅がその6割で、賃貸ですね、大家さんがいて貸している家ですね、これが6割で大体500戸くらいはあるんじゃないかというふうに思っています。

民間のもので、なかなか無理だとは思いますが、利府町を紹介するための試験的な移住体験ということで、ここを一応貸し出すとか、それからもしくは、自治体によっては定住促進住宅を利用している、そういう自治体もございます。利府町でも、やはり利府町をアピールするためには、やはりこのような賃貸住宅、それを試験的に移住のために紹介するという考えはありますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

初めに、議員御質問の空き家数900につきましては、あくまでも総務省の統計のようであります。実情はそれほどないのではないかと考えられます。

しかし、全国的にもお試し移住体験の取り組みが実施されているところがございます。定住のみならず交流人口の拡大にもつながる取り組みとして期待できるのではないかなと思われま

す。こうした中で、本町におきましても、この4月に創造ステーション t s u m i k i におきまして、空き家活用の先進事例を公開するセミナーを開催することとしております。これらも参考にしながら、本町の特性に合った活用等について調査検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） では次、（3）、ちょっと時間がなくなってきましたので。シティプロモーション、交流人口の拡大、インバウンドについて、町長の答弁書には台湾での観光PRということでSNSに情報発信を行っているというふうにあります。行っているだけで、実際、交流はしていないわけですね、台湾とは。私は、台湾には数度行っていますけれども、遊びじゃないですよ、故宫博物館というのがあります、書道と関係していますので、そこの書を見に何回か行っています。

それで、今、格安航空券でピーチアビエーションですか、ピーチ航空ですけれども、二、三万で行くんですね、台湾まで。昔は13万ぐらいかかりましたけれども、今は二、三万で行けますので。実際、情報発信によって、台湾の方が利府町を歩いているという姿は確認されているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 答えられる範囲内で。政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） ちょっと困った質問なんですけれども、実際、いろいろな交流がありますので、確認はできておりませんが、台湾の方が来ている可能性は確かにあると思います。町長答弁にありましたように、ユーチューブによる利府町の観光PR、これも中国向けのものでございます。それらを見て来ていることを期待したいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 効果がないんだったらやらなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども、私は行っていますから。交流人口の拡大というのは、お互いに行き来しないと交流人口というのはあり得ないわけですね。私も台湾で何回か、去年ですけれども、行ったのは。相当台北市も進んでおまして、もうキャッシュレスの社会で、カードの社会なんです。利府町から比べると、はるかに都会なので、びっくりしましたけれども、新幹線ももちろん走っています。

このようにすばらしいところなので、食べ物はおいしいし、行ってみてお互いに交流したらいいんじゃないかと。逆に利府町にも来ていただきたいというふうに思っております。

利府町は姉妹都市といっても、いわゆるリフー島というところがありましたね。全然交流、今はしていませんけれども、台湾ともやはり交流とか姉妹都市、そういうものをやはり協定を結ぶということもあれば、やはりそういう機会がふえるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

ニューカレドニアのリフー島との姉妹都市、前に締結させていただいて、今はちょっとお休みしている状況となっておりますが、その要因としましては、ニューカレドニアのほうでいろいろ内紛だとか、そういったことが起きまして、ちょっと休んでいる状況であります。

議員御提案の台湾との姉妹都市等の締結について、当然、何らかの形で結べれば人口交流の拡大につながるものと考えておりますので、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

います。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） こちらの1番のほうは終わりにしまして、では2番の小中学校の環境整備についてでございますけれども、（1）（2）については答弁のとおりであるというふうに思っておりますので。ただ気になるのは、やはり子供たちが寒いという状況ですね。場所と例えば、言っていないかわかりませんが、しらかし台小学校の6年生のクラスなんですね。そこ1クラスなので、隣のクラスが空き教室なんですよ。それで、隣の部屋は全然暖房効いてないということで、教室もだだっ広くて、なかなか部屋が温まらないんじゃないかということで、寒いという感じがしますので、そこに仕切りなんかつけたらいいのかなというふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。

しらかし台小学校の仕切りの件についてでございますが、しらかし台小学校につきましては、教室とそれから多目的に利用できるように廊下等の間の仕切りが外せるような、あけられるような仕組みになっております。必要であれば、その仕切りについては、また設置できますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） では（3）について、中学校の部活動についてお聞きいたします。

これは、運動部活動改革の一環だと思いますけれども、教師側の都合でこの指針を策定しなければならなくなったのが実態かなというふうに思います。スポーツ庁の文書の中に、1つには顧問の教師の長時間労働、働き方改革だと思いますけれども。それから2つ目に教師に競技経験がなくて専門的な指導ができないと。それから3つ目には、生徒のスポーツニーズに教師が応えられないという理由からだ、スポーツ庁が認識しているんだというふうに思いますけれども、本町の場合も、果たしてそのようなことであるということでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

部活動の指針につきましては、部活動の意義や部活動の位置づけを考えまして策定を行っているものでございます。生徒が部活動に参加することによって、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感を涵養することなどを大きな意味として考えております。

また、生徒がスポーツを楽しむことで、運動習慣の確立を図ることや学校教育一環としての教育課程との連携を図ること、それから生徒のバランスのとれた健全な成長を図ることのほか、議員御質問にもありますように、教職員のワークライフバランスの健全化を図ることも注目しながら策定を行ったものでございます。

お話にあります、先生方もなかなか経験がないのではないのかということもございますが、これに関しましては、顧問になった場合は、教職員の競技経験が少ない場合でありましても、先生方が勉強しながら、それからまた町内には3中学校ございますことから、練習試合などを通して連携して競技に当たっているものでございます。

また、スポーツニーズについてでございますが、生徒のスポーツニーズにつきましても、特に必要がある場合には、県のほうで外部指導者派遣事業等を行っておりますので、そちらのほうを活用しております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 先ほども、その中身、スポーツ庁からの指針ですけれども、活動時間の制限にも言っているわけですね。長くとも平日では2時間程度。それから学校の休業日は3時間程度というふうに時間の制限をしております。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行うというふうにならなければならないわけですね。このことを真面目に遵守していけば、1週間の最大活動時間、結局2日休みですから、たったの11時間と。運動部の部活動は11時間というふうになるわけですね。スポーツにおける練度の高いすぐれた子というのはいるわけですけれども、そういう人たちを発掘するということも、オリンピックも近いから考えているんですけれども、こういう機会を逃すのではないかとというふうに心配するわけですけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

新学習指導要領がございますが、その中で、部活動の位置づけといたしましては、教育課程外の学校教育活動というふうにされております。先ほど説明させていただいた「学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感を涵養など、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連を図るよう留意すること」というふうにされております。

設定した活動時間につきましては、スポーツに親しみ、かつ学習に前向きになれるとともに、

家族と過ごす上でも最適なものとして、私どもは考えております。人材の発掘も非常に重要なことであると認識はしておりますが、部活動の趣旨をお考えいただきまして、御理解をいただきたいものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 学校側の、これからの姿勢ということで、大分変わっていくかなというふうに考えます。私のイメージしていた中学校ではないですけども。高校での野球、去年も秋田農業ですか、違う、何農業でしたか、（「金足農業」の声あり）金足農業ですか、ああいう吉田君みたいなピッチャー、ああいう人が私は感動を呼ぶし、涙も、それから喜びもあふれるような、そういうスポーツで私も感激しましたけれども、そういうものはやはり、学校からちょっと抜けていくのではないかというふうに思っております。

それから指針の中で、学校設置者及び学校長にも、県が策定した方針に従って休養日及び活動時間を明記するよう義務づけられております。学校長は、公表しないといけないことになっております。そうすると、中学校での運動部活動は、あくまでも体育という教育の中にだけ入ってしまうことになるのではないかと。その結果は、ますます地域スポーツクラブやスポーツ少年団の重要性が増すかというふうに思いますけれども、その点、学校も同じような考えなんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

部活動につきましては、学校教育活動の一環であることは先ほど御説明差し上げたとおりでございます。議員のおっしゃるように、より一層の活動を望む生徒、こちらは確かに一定数いらっしゃると思いますが、やはり学校以外の活動も重要になるものとは考えております。しかしながら、その場合におきましても、やはり生徒の健全な成長に適した活動になるように、学校側でも見守りを行いながら指導を行っていくものと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 伊勢英昭君。

○12番（伊勢英昭君） 最後になりますけれども、地方活性化ということで、私は考えておりますけれども、地方活性化について有名な著書があります藻谷浩介さんの言葉ですけども「いつでも・どこでも・誰にでも」というようなユビキタス社会というのが、もう既に、それは達成して、もうこれからは「今だけ・ここだけ・あなただけ」というオンリーユー社会が来ているのではないかということでもあります。利府町も、これからも発展するよう頑張りたいと思

ます。終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、12番伊勢英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

**3番 西澤文久君の一般質問**の発言を許します。西澤文久君。

〔3番 西澤文久君 登壇〕

○3番（西澤文久君） 3番、公明党の西澤文久でございます。

本定例会は、通告に従って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

大きな1番目、防災減災対策について伺います。

近年、世界各国において地震や豪雨等の大規模な災害が相次いで発生しております。また、2月26日には、青森県東方沖から房総沖の日本海溝沿いの海域で、今後30年間にマグニチュード7から8の大地震が起きる可能性が高いとする予測が発表されました。

地震、津波災害に対して町民の不安が大きく、今後とも災害に対する備えを怠ることはできません。特に、本町では東日本大震災以降も大地震を引き起こすと言われている活断層、長町一利府断層の存在も確認されていることから、防風、豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象のみならず、大規模な災害に備えた体制の確立が求められております。

このことから、総合防災訓練の実施、防災マップ作成、防災備蓄倉庫の整備、食料・水等の備蓄の確保、救援物資の分担や避難のための道路網整備などを進めるとともに、周辺市町や関係機関との災害協定の締結など、防災体制の強化に取り組む必要性があります。

そこで、次の2点について伺います。

（1）津波マップ、防災マップなどが作成しておりますが、町民の方に広く知ってもらうための周知と活用について伺います。

（2）ブロック塀等の安全対策について伺います。

大きな2番目、災害時の食料備蓄について伺います。

乳児用液体ミルクについては、公明党は取り組んでまいりました。そして厚生労働省は、8

月に規格基準を定めた改正省令を施行し、本年3月11日に国産の乳児用液体ミルクが初めて全国で店頭に並び始めることになりました。

液体ミルクは、常温で保存ができます。ふたをあけて吸い口を装着することですぐに飲めるというものです。夜間や外出時に授乳が手軽になり、水や燃料を確保できない災害時にも有効とされております。

また、災害で避難される方の中には、やはり食物アレルギーを持っている方もおります。最近では、さまざまなアレルギー対応の食品も開発されており、販売されております。そこで次の2点について伺います。

（1）乳児用液体ミルクの活用について、町の考えを伺います。

（2）食品のアレルギー対応について、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、防災減災対策について。2、災害時の食料備蓄について。いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 西澤文久議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の防災減災対策についてお答え申し上げます。

まず（1）津波マップ、防災マップの周知と活用方法についてでございますが、昨年だけでも、国内では西日本豪雨や北海道胆振東部地震などの大きな災害が頻発しており、いつどこで大きな災害が発生しても不思議ではない状況にあり、私も町長として災害対応力強化については、その重要性を深く認識しているところであります。

さて、平成25年度に改訂した現在の防災マップでございますが、東日本大震災を教訓として津波浸水想定図などを取り入れたものを作成し、全戸へ配布したもので、町ホームページへの掲載や、地域の自主防災訓練等における地震発生時にとるべき行動などの講話の中で活用してきており、転入される方々には転入手続の窓口にて配布を行っております。

なお、今年度新たに作成中の防災マップにつきましては、全戸に配布し、これまで以上に周知活動を推進していきたいと考えているものであります。

次に、（2）ブロック塀等の安全対策についてでございますが、昨年の6月18日に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により児童のとうとい命が奪われる痛ましい事故が発生いたしております。

本町では、平成15年7月の宮城県北部連続地震を教訓に、平成16年度から通学路等に面した

ブロック塀等の除去に対し補助金を交付し、安全対策を促しているところではありますが、通学路以外での老朽化しているブロック塀等も散見されることから、小学校通学路であるスクールゾーンのブロック塀などの安全点検について再確認を行っております。

調査の結果、対象となるブロック塀107カ所のうち、危険と判断されたブロック塀33カ所について、所有者にその対策を依頼しており、そのうち1カ所が除去されております。残りの32カ所については、引き続き広報紙等でPRを行い、補助制度を活用した安全対策を推進してまいります。

次に、第2点目の災害時の食料備蓄についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

乳児用液体ミルクの活用についてでございますが、厚生労働省において今年の8月に改正省令が施行され、乳児用の液体ミルクが国内で製造販売ができることとなりました。現時点では、国内メーカー2社が販売を開始するとの記事も確認しておりますが、保存期間が6カ月と短いことや、価格が高い問題が課題とされております。

しかしながら、議員御指摘のように、災害時にライフライン等が寸断した場合でも、ゼロカ月の乳児から授乳できる液体ミルクの必要性は高いものと考えられますので、さきに申しあげました課題が整理されれば、その活用について前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、備蓄品のアレルギー対策についてでございますが、町で備蓄している非常食は白米、五目御飯、ワカメ御飯、ドライカレー、クラッカーなどがあります。昨年度以降に購入している非常食においては、アレルギー対策として食物アレルギー特定原材料等27品目を使用していない食料の備蓄も進めております。

今後も、アレルギー品目を含まない非常食について考慮しつつ、非常食の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。西澤文久君。

○3番（西澤文久君） それでは、防災減災対策について再質問いたします。

昨年、西日本豪雨では、気象変化や避難の必要性に関する情報が発信されていましたが、住民の避難行動につながらず、甚大な被害をもたらし、具体的には浸水想定区域などを示した防災マップに対する住民の理解が不十分であったことが言われております。

防災マップの作成、周知は、2005年に義務化されてから、各自治体で取り組まれてきております。各自治体では、地域の特性に応じたマップを作成し、住民に配布をしたり、ホームペー

ジ上に掲載するなど周知をしておりますが、課題として、防災マップの存在を知っている住民が少ないことでもあります。

防災マップは、地形や地質などから洪水や土砂災害、地震、津波などの自然災害を予測し、警戒すべき区域や避難ルートなどを明示し、住民は居住地の危険度を認識し、備えを進めておくことができます。

西日本豪雨災害での岡山県倉敷市真備町の浸水地域は、市が作成した洪水土砂災害防災マップの想定とほぼ重なっていたとの事例を見ても、災害時に市民が迅速に避難できる体制づくりとして、防災マップは重要だと思います。

そこで伺います。先ほど町長のほうから答弁がありましたように、本年度新しい防災マップを作成するということでしたが、どのような構成で、また新たな項目等があれば御説明願います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 3番 西澤議員の再質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたが、今年度におきまして防災マップの改訂版を作成しており、構成につきましては、災害の種別に応じた対策、それから避難行動、土砂災害・浸水ハザードマップ及び長町一利府断層帯の情報や、津波ハザードマップの構成となっております。

新たな項目、大きな改正点につきましては6点ございますが、まず1点目につきましては、避難行動に関する発令の名称を変更を行っております。これまで「避難準備」と表記しておりましたが、国の避難勧告等ガイドラインに合わせ「避難準備・高齢者等避難開始」に改正しております。

2点目といたしまして、河川水深想定を1000年に一度の確率で作成しており、砂押川の50年確率雨量253ミリを新たに1000年確率723ミリに改正しております。

3点目といたしまして、土砂災害の警戒区域を最新版で明示しており、これまで図上確認で警戒区域としていたものを、宮城県で行っております現地調査確認区域に改正しており、調査済み箇所を図示しております。なお、県の現地調査は来年度も測量を行っていくと聞いてございます。

4点目といたしまして、避難所等において土砂災害・洪水・津波の災害別ごとに区分し、避難所、避難場所を改正し、新たに表示しております。

5点目といたしまして、長町一利府断層帯について地震調査研究所推進本部、それから産業

技術総合研究所、それから国土地理院で公表しています図面等を引用し、新たに掲載してございます。

6点目につきましては、津波に関する内容として、津波ハザードマップにおいて津波発生時におけるおおむねの避難方向を矢印で新たに図示しております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 確認しますが、この新しいマップは、いつごろの完成で、配布方法は全戸配布でよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

本年度作成の防災マップは、3月末を予定してございます。4月末に行政区長にお願いして全戸配布を予定してございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 最新版の防災マップを各町内会会長に説明することが大事だと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

町内会長への配布に当たり、改正点等を今月開催する行政区長会において説明することとしてございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 住民から、このような話を聞いております。せっかく行政が情報を集め、住民に提供していただいているのに、それが活用されていない。また、受け取る側の認識が低いことが言われております。こういう点をどう周知し、伝えていくのか。非常に大事なことだと思います。

そこで伺います。町の方に広く知ってもらうための周知と活用を公助の取り組みとして、利府町総合防災訓練とか自治防災組織の中で徹底して活用していくのが大事だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

住民への周知等につきましては、町内会で行う自主防災訓練等での防災講話等において周知

を図ってまいります。また、各種団体に対しましても機会を設け、これまで以上に周知に努めてまいりたいと考えてございます。なお、改正した防災マップにつきましては、活用方法などもあわせて町のホームページへ掲載することとしております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） これは提案ですが、利府町にも外国人の方や労働者の方が移り住んでおります。そのような方たちに向けて、外国語を入れることも大事ではないかなと思います。そこで伺います。本町では、防災マップに外国語を入れる考えはないか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

外国語の表記に関しましては、今回改訂している防災マップでは、外国語表示等は行っておりませんが、次回の作成に向け、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） では次に移ります。

ブロック塀等の安全対策について再質問いたします。

大阪府の北部地震の教訓を踏まえまして、通学路などの本町においても緊急点検が行われました。学校施設や公共施設の点検など、当然これは進めなければなりません。民間の施設や住宅に設置されているブロック塀の実態を調べて、安全の対策を図らなければ、人的安全が確保とは言えないと思いますが、本町では、学校施設だけでなく町道等沿線にあるブロック塀の安全点検を行いまして、危険性があると判断された箇所につきましては、文書による指導と補助制度の活用を促すとしていますが、しかし、高額となる所有者の費用負担などが原因で改善が進まないという点もあるのではないかなと思います。また、国土交通省では、耐震診断が義務化となって報告もしなければならぬとあります。

そこで伺います。本町では、点検において完了していると見ていいのか。それともまだ対策として進めているのか伺います。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 西澤議員の再質問にお答えします。

御質問のブロック塀対策でございますが、先ほど町長の答弁で調査結果報告させていただきましたが、それはあくまでも町内の小中学校から500メートルのスクールゾーン内を緊急点検させていただいたものでございまして、議員が言われます通学路以外でも町道に面したブロッ

ク塀等が多数あることから、やはり通学路のブロック塀の安全対策は災害時に減災として有効だということで、特にブロック塀にひびとか、ブロック塀自体に傾きとかがあるような所有者につきましても、相談があった場合、速やかに補助制度とか、そちらのことをPRしまして対策を推進したいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 耐震の診断等が細かく調査することになると、場合によっては、もっと状況的に改善が必要だということも出てくると思います。

そこで伺います。新たに国土交通省の制度化する支援策をもっと研究しながら、支援について検討する考えはあるか伺います。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

やはり、こちらについては所有者の費用負担という点もございまして、本町におきましては、来年度から、新規であります国の補助金を活用いたしまして、補助金の増額を含めて検討しているところでございます。今後も、国や県の新たな支援施策を模索しながら、ブロック塀所有者の費用負担の軽減が図れるよう対応に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） では、次に移ります。

大きな2番目、災害時の食料備蓄について再質問いたします。

（1）乳児用液体ミルクの活用について伺います。

乳児用液体ミルクは、液状の人工乳を容器に密封したものであり、常温で長期間の保存が可能な製品です。そのまま飲むことができ、授乳時の調乳の手間を省くことができることから、乳児用粉ミルクに比べ、授乳者の負担軽減や安全面で次のような利点があります。

①夜間や共稼ぎ世帯で時間が限られているとき、保育者の体調がすぐれないとき、さらには母親が不在のときなどでも、簡単で便利かつ安全に授乳ができること。

②調乳用のお湯70℃以上が不要であり、授乳に必要な所持品が少なくなることや、調乳を行わずに済むことから、簡単で便利に授乳を行うことができます。

③地震等によりライフラインが断絶した場合でも、水・燃料等を使わずに授乳することができるため、国内の流通体制が整い、使用方法やリスクに関して十分に理解することを前提として、災害時の備えとしても活用が可能になります。

④乳児を伴って来日する外国人の利便にも寄与するとありますが、そこで、次の点について伺います。

本町では、乳児用液体ミルクを備蓄品として管理をしていますか。伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

液体ミルクの備蓄品としての管理ですが、現在のところ、備蓄品としては管理はしていないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 災害時の備蓄など、乳児用液体ミルクの給付を求める声も出てくると思います。今後、災害時用備蓄食品として検討の対象として考えることが大事だと思います。

そこで、次の点について伺います。本町でも導入する考えはあるのか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど町長が答弁しました課題の動向を注視しながら、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 次に移ります。

備蓄品のアレルギー対策について伺います。

災害で避難される方の中には、食物アレルギーを持っている方もおります。最近では、さまざまなアレルギー対応の備蓄食品も開発されており、販売されています。

そこで伺います。

本町で、避難所などにおける備蓄食料の食物アレルギー対応への取り組みについて伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

町長が先ほど答弁しましたが、平成29年度からアレルギー品目を含まない備蓄もしているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 本町の備蓄倉庫には、食べ物関係で何種類の製品が管理しているのか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

現在の備蓄食料につきましては、米類が4種類、クラッカーが1種類となっております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○3番（西澤文久君） 最後になりますが、最近では災害食も多種多様になってきております。

御飯とか、おかずとか、スープとか、今、温めなくても、水がなくても、そのまま食べられるようになっております。また、東日本大震災では、乳幼児の小さなお子さんの食べ物がないとか、私が町内会会長のときには何回となくそういう声を聞いておりました。

そこで、町の考えを伺います。本町の災害食の備蓄の点で、種類等の限界はあると思いますが、避難する方々が安心して食事ができるような備蓄品を整える考えはあるのか伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

避難所での食料の提供につきましては、アレルギーのある方や、また年齢、性別に応じた配慮が大事と考えておりますので、今後につきましても、皆様に安全な食事が提供できるよう、多くの食品の備蓄に努めてまいりたいと考えてございます。（「以上です」の声あり）

○議長（櫻井正人君） 以上で3番西澤文久君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開は13時といたします。

午前11時48分 休憩

---

午後0時53分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

**6番 安田知己君の一般質問**の発言を許します。安田知己君。

〔6番 安田知己君 登壇〕

○6番（安田知己君） 6番 共産党議員団の安田知己です。昼食の後の眠くなる時間ですが、てきばきと通告外などないように努力していきます。

今回、大きく3つの質問を通告しております。通告順に質問をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

1、国民健康保険税について。

国民健康保険（国保）は、国民全てが公的医療保険に加入する国民皆保険制度を維持しており、町民の健康と福祉の増進に大きく寄与している重大な事業であります。

国保には、国民の4人に1人が加入していますが、国保税は1991年から2016年までの25年間で1.6倍にふえ、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍の高さとなっており、加入世帯の貧困化が進んでいるのに国保税は一番高い制度になっています。そのため、全国では滞納世帯が全加入者の15%を占めるといった危機的状況に陥っています。高過ぎる国保税問題の解決は、住民の暮らしと健康を守るためにも国と地方の重要課題になっています。

そこで以下、町の考えをお聞きします。

（1）来年度の国保税は県単位化、課税方式、賦課方式の3方式化など、大きな変革を迎えます。国保税は今後どのようにになると予測しているのでしょうか。国保加入者の負担軽減をどのように考えているのでしょうか。

（2）これまで国保税は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で計算されていたが、収入が発生しない資産に対して国保税が課税されるなどの理由により、来年度からは資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式で計算されることとなります。資産割をなくすことで、資産を持っていない方の国保税が増加すると思いますが、町はどのように捉えているのでしょうか。

（3）均等割、平等割は所得に関係なく一律に定額が負担されるために、低所得者にとって大きな負担となるが、町の見解はいかがでしょうか。

（4）均等割は、年齢や所得に関係なく世帯当たりの国保加入者の人数に応じて均等に賦課されるため、加入者の数が多い世帯の負担が大きいです。子育て世代に対する減免制度を設けるべきではないでしょうか。

（5）県単位化で、短期被保険者証や資格証明書の発行はどうなるのでしょうか。

2、児童クラブについて。

児童クラブは、児童福祉法に基づき、就労などにより下校後保護者のいない家庭の小学生に対し、生活指導などを行いながら健全な育成を図るための施設です。安倍内閣は、2018年12月25日の閣議で、地方からの提案等に関する対応方針を決定し、学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にすることを決めました。

学童保育（放課後児童クラブ）の「従うべき基準」の廃止は、全国の学童保育関係者が約50

年の年月をかけ、子供たちの権利と安全、そして保護者の勤労する権利を守るために全国一律の最低基準を確立してきた歴史に逆行すると考えます。

そこで以下、町の考えをお聞きします。

（１）「従うべき基準」の参酌化は、学童保育の全国的な一定水準の質を確保するという省令基準策定時の趣旨と逆行し、市町村格差の拡大を招くおそれがあるが、いかがでしょうか。

（２）放課後児童支援員という有資格者を原則２名以上配置するという「従うべき基準」は、子供の命と安全、安心できる生活の場を保障するためには必要不可欠な基準であり、これが崩されれば学童保育の安全と質の低下は避けられないと感じますが、いかがでしょうか。

（３）「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となれば、自治体が基準に従う義務はなくなります。従来どおり厚労省の基準に沿って運営することも、条例を改正して独自の基準を定めることも、市町村の判断に委ねられますが、町はどのように考えているのでしょうか。

### 3、災害公営住宅の家賃について。

東日本大震災の被災者が入居する災害公営住宅で、低所得者世帯を対象とした国の家賃補助が入居６年目以降縮小される問題で、近隣の塩竈市、多賀城市などは現行の減免措置を独自補助で10年目まで継続すると発表しました。

そこで以下、町の考えをお聞きします。

（１）家賃軽減の継続を示していないのは、本町と松島町だけであります。本町はどのように対応するのでしょうか。

（２）収入が著しく少ない世帯には、家賃軽減の延長が必要ではないでしょうか。

以上、３つです。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、国民健康保険税について。2、児童クラブについて。3、災害公営住宅の家賃について。いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の国民健康保険税についてでございますが、（１）から（５）までは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

初めに県単位化、課税方式の3方式化などに伴う今後の保険税の予測についてでございますが、国民健康保険税の所要額を算定する際には、これまでは保険給付費の負担額が重要視されておりました。しかしながら、今年度から施行されました県単位化により、保険給付費につき

ましては、ほぼ全額が県から交付されることとなったため、医療費が必ずしも直接国保税に反映されるものではなくなりました。

このように、制度改正後の国保税の考え方は、安定的な国保事業運営のために県が市町村に対し納付を求める納付金をもとに国保税の算出を行うこととなります。

来年度の納付金の額につきましては、本年度とほぼ同額の約6億8,679万円となっているところであります。

今後の納付金額の推移を予測するには、医療費の給付状況の予測が重要となりますが、本町の納付金算定の中には、激変緩和措置による負担軽減額が約1億円入っている状況もありますので、この緩和措置が今後どのように変動するかにより、納付金の額に大きな影響が出てくるものと考えています。

また、被保険者数の減少や所得金額の増減によっても、国保税の賦課額に大きな影響を及ぼすことになると考えられます。

これらの要因のため、国保税の今後の動向については、予測しがたいものとなっておりますが、来年度から施行する改正税率の設定に当たりましては、今後の国保財政の状況を踏まえた上で、国保加入の皆様への負担軽減について最大限配慮しながら、当面の3年間、対応できる最低限の税率を設定しておりますので、御理解をお願いします。

次に、資産割の廃止と均等割、平等割が低所得者に及ぼす影響についてでございますが、資産を持っていない低所得者の方々への影響につきましては、税率改正を行う際に特に重要視した内容であります。また、所得が低い世帯につきましては、所得割を極力抑えながら、均等割についても最小限の負担とし、平等割については減額措置を行うことで低所得者の方々にとって大きな負担とならないような改正内容としております。

さらに、低所得者の世帯でありますと最大7割の軽減措置を受けることができるため、均等割の税率改正による被保険者への実質的な負担は大きくはないものと考えております。

今回の税率改正につきましては、必要な国保税を加入者全体で負担するという相互扶助の考え方に基づき検討を重ねた末に設定した税率でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、子育て世代等に対する均等割の減免制度についてでございますが、近隣市町村における類似事例といたしましては、本年度から仙台市が18歳未満の子供に対し均等割の3割減免を実施しております。本町におきましても、減免制度導入について検討を行っておりますが、国保財政の現状や今回の国保税改正においても多額の財政調整基金を取り崩すことで税率を最小

限に抑えていることから、現段階では実施するのは困難であると考えますので、御理解をお願いします。

次に、県単位化による短期被保険者証や資格証明書の発行についてでございますが、県単位化後においても従前どおり各市町村の選定基準のもとで対象者を決定し、各市町村において短期被保険者証や資格証明書を発行している状況であります。現在、各市町村の保険税収納率向上を図るため、県の関連部会において短期被保険者証及び資格証明書発行に係る指針の策定を行っており、来年度中に市町村へ示していきたいとの状況となっております。

次に、第2点目の児童クラブについてでございますが、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、国においては省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質の確保に向け取り組みを推進しているところでありますが、「従うべき基準」の参酌化については、地方からの提案を踏まえ見直しを進めているところであります。

参酌化により、自治体間の格差拡大を招くことが懸念されますが、本町としては、これまで「参酌すべき基準」についてもおおむね遵守し運営しており、今後もこれまで同様にサービス水準を維持することにより、子供たちの安全確保を最優先に運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、放課後児童支援員と配置基準についてでございますが、児童クラブは児童の安全を確保し、子供の健全な育成を図る生活の場であることから、児童を見守る放課後児童支援員の確保や研修等による質の向上が求められております。このことから、今後も国の基準に準じ、放課後児童支援員の配置を行い、子供の命と安全・安心できる生活の場の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の災害公営住宅の家賃についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

災害公営住宅の家賃につきましては、昨年の9月定例会の一般質問において安田議員に答弁しておりますように、塩釜地区広域行政の中で2市3町において統一化を図るため、家賃低減の延長について検討を行ってまいりました。しかしながら、各市町での災害公営住宅の建設年度や、建設戸数、さらには入居者の被災状況の違いなどから、統一的に行うことが難しくなり、各市町の判断で対応することになりました。

本町の対応についてでございますが、減免を延長するためには一般財源の確保が課題であり、

さらには災害公営住宅の入居条件は半壊以上の被災者の方々となっており、また、所得制限を設けていないことから、他の町営住宅との家賃格差も踏まえて検討する必要があります。

これらを調整するとともに、国の今後の支援制度等を見きわめながら、現行の制度が終了する前の早い時期に方向性を示してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○6番（安田知己君） では、1番の国民健康保険について質問してまいります。

来年度、町は最大限の努力をして国保税が上がるのを抑えたんだと言いますが、しかし、依然として国保加入者の負担は大きい現状だと思います。

まずお聞きしますけれども、財政調整基金というのはどのくらいあるのでしょうか。財政調整基金を使って国保税を引き上げないという方法もあったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） 6番 安田議員の再質問にお答えいたします。

まず財政調整基金の額につきましては、予算ベースになりますけれども、平成30年度3月補正予算後では約1億4,000万円となっております。また、基金を使って国保税を引き上げない方法があったのではないかとのことですが、基金残高が厳しい状況の中でも、今回は基金を有効に活用することによって、できる限り税率を抑えて最小限の負担としておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 財政調整基金を活用して、あらゆる手だてを使って国保税の引き上げるのを最小限に抑えたということですが、では、町内の高齢者の方、例えば無職の世帯というのは国保加入者で何世帯ぐらいいるのでしょうか。また、非正規労働者の方も国保だと思うんですけれども、そういった非正規労働者の世帯、この辺、どのくらいいるのか、把握している範囲で構いませんのでお願いします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

高齢者などの無職世帯につきましては1,618世帯で、全体の約43%になります。

非正規労働者世帯につきましては1,138世帯、約30%となっておりますが、無職と非正規労働者世帯の数値については、一部重複する部分がありますので御了承願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 町内の国保加入者の世帯で、高齢者など無職世帯が1,618世帯、43%、非正規労働者世帯が1,138世帯で30%。ただし、無職世帯と非正規労働者世帯は重複しているということですが、まず、そういった国保加入者の負担軽減を、まずどのように考えているんでしょうか。今でさえ、支払い能力を超えた国保税になっています。やはり納められる国保税に引き下げていくべきではないでしょうか。国保は決して相互扶助ではなく社会保障です。法で定める社会保障制度を充実させる内容で国保運営をしなければならないと考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

国保加入者の負担軽減をどのように考えているのかという御質問ですけれども、無職世帯と非正規労働者世帯のような低所得者世帯につきましては、均等割、平等割の軽減措置がございますので、一定の負担軽減は行われていると考えております。

また、今後の国保運営につきましては、大きな課題の一つでもあります医療費の適正化を進めながら、国保税とあと国の支援策により、国保財政の安定化を図りながら国保事業を今後進めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 国保運営をしっかりと行うには、ちょっと今の答弁にもありましたが、しっかりとした国の支援が必要だと思います。そこでお聞きしますが、国保は医療費を公費と保険税で賄う形となっているため、医療費が増加し続ける現状においては、それを賄う国保税も増加することになります。保険税の軽減には、国保財政が抱えている構造的な問題の解決が不可欠だと考えております。国の財政支援のさらなる充実を今後とも強く働きかけていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

国保財政につきましては、医療費の増加に対して加入者の減少と高齢化、また所得の変動などによって国保財政の影響は多大なものとなっております。これまでも、全国町村会または全国知事会などにより、国に対して財政支援を要望してきておりますけれども、今後も機会を捉えまして、財政支援の拡充を働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今後も、国のほうへしっかりと働きかけていてもらいたいと思います。

では、次に資産割をなくしたことについて質問いたします。

来年度から、資産割をなくした3方式で国保税が計算されますが、町から提示された資料で、ちょっと計算してみたんです。木村議員も議案1号の質疑で指摘しましたが、例えば年収130万円で夫婦と子供2人の4人世帯で計算をしてみますと、確かに資産割では2万5,500円、平等割では2,500円の減額になっているんですが、最終的に納める国保税は1万2,900円の増額になっているんです。

また、子育てを終えて子供がいない夫婦、夫婦2人の世帯をこれで計算してみますと、ここでも5,500円の増額になっているんですよ。資産割で減額になった以上に、納める国保税が増額になっているんです。国保加入者のさらなる軽減措置というのが必要になってくるのではなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今回の税率改正におきましては、資産割と平等割で減額措置を行っているほか、加入者の皆さんの負担軽減を図るために、財政調整基金を取り崩しながら税率を極力抑える努力をしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） いろいろやりくりしたけれども、増額になってしまったということですが、ではちょっとお聞きしますが、先ほど国保の財政調整基金1億4,000万ほどあるという話でした。今回、その資産割の部分に基金を使って国保税を引き上げないということも考えられたのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今回の税率改正に当たりましては、資産割分の税額へ基金を充てることも考えておりましたが、資産割額が約7,000万円を超えることから、現在の基金残高では対応が難しい状況であったため、国保税全体の税率を抑えることに活用しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 財政調整基金7,000万、1億4,000万だから7,000万だと2年しかもたないということだと思うんですけども、そんなに多くないので、基金は国保全体を抑えるために活用したということですが、それでも子育て世帯、そして2人世帯でも国保税が高くなった、引き上げられたというのは、問題だと思います。

そこで、（3）均等割、平等割の問題について質問していきます。

私は、議員になる前は協会けんぽでした。どこの医療保険でも、収入に応じた医療保険分を払ってきました。他の共済というのは、基本的に同じです。国保だけが所得に加えて、所得のない子供たちの分と、あとは世帯の分を支払っているんです。応能負担といって、能力に応じて負担することは理解できるんですけども、応益負担として均等割、平等割分を徴収するというのは間違っていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

応益割の負担についてですけども、一般的な協会けんぽの制度では応能割のみが対象となりますが、これは保険の加入者数や所得額、そして医療費の状況が国民健康保険制度の状況とは相違する部分が多いためであると考えられます。

国民健康保険制度を維持していくためには、所得割のみでは必要な事業費を確保することは大変困難な状況であります。これは、加入者全体で負担していただくことで制度を支えていくというのが現在の仕組みとなっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 国保は均等割、平等割を徴収する仕組みなんだということだと思うんですけども、国保の問題というのは、家族構成が全く同じ世帯でも、加入している保険制度が国保だと、納める保険料金が全く違うということだと思うんですよ。先ほど例に出した年収380万円の夫婦と子供2人の4人家族では、均等割、平等割も負担しますから、年間で約39万円の保険税となります。それに対して協会けんぽでは、年間約25万円なんですよ。家族構成が全く同じでも、国保のほうが約1.5倍も高い。子供がいれば、これが1.8倍とか2倍とかに高くなってくるんですけども、ここに国保の構造的な問題があると思うんですが、町の考えをお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

現在の国民健康保険制度の現状としては、加入者数が毎年減少しているほか、加入者の多くは年金生活者や非正規労働者となっており、さらには1人当たり医療費が毎年増加していることから、国保事業全体のバランスが崩れている状況であると考えております。

今後も、国民健康保険制度を維持していくためには、加入者の皆さんの御理解と国のさらなる支援策に期待していきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 国のさらなる支援策ということで答弁がありました。国保の構造的な問題を解決して、重い負担である国保税を引き下げるためには、やはり十分な公費を投入する必要があるのではないかと考えております。全国知事会、全国市長会、全国町村会においても、国保負担の増額を政府に要望しており、2014年には公費の1兆円を投入して協会けんぽ並みの負担率にすることを政府与党に求めております。根本的な本当に問題解決には、国に国保予算の拡充を求めていく必要があると思います。

次に、（4）均等割について質問していきます。

均等割は、年齢や所得に関係なく一律に定額を賦課されるために、子供の多い世帯の保険料の負担が大きくなって、子育て支援と逆行します。子供が生まれた瞬間から国保税の対象になってしまうんです。そこでお聞きしますけれども、本町の国保加入者の子供の数はどのくらいでしょうか。そして、子育て世帯を応援している利府町として、収入のない子供にまで均等割を負担させるというのは間違っていると感じるんですけれども、町の考えをお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

まず、18歳以下の子供の数につきましては616人となっております。また、子供に対する均等割についての考え方ですけれども、町長の答弁にもございましたが、今回の税率改正に当たりましては、財政調整基金を取り崩すことで税率を最小限に抑えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 国保加入者の子供の数が616人ということで、子供の多い世帯の負担を町も把握していて、大変になるのは理解しているんだと思います。いろいろなところから、子育て支援に逆行すると指摘されている均等割ですが、独自に減免する自治体が広がっております。

まずその前に、平成30年度から国による国民健康保険に対する財政支援、子供の数に着目し

た交付金の交付というのが拡大されていると思うんです。来年度、本町に子供の数に着目した交付金というのは、どのくらい交付されてくると考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

交付金の額につきましては150万5,000円が交付されることになっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 想像していたより、ちょっと少ない金額だなと思うんですけれども、ではお聞きしますね。その交付金というのは、これから子供のために来た交付金というのは、どういうふうに使うのでしょうか、活用するのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

交付金の活用方法についてですけれども、町長の答弁にもございましたが、減免措置につきましては、現在の国保財政では困難な状況であることから、今回の税率改正におきましては、国保全体を抑制するために活用させていただきました。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 子供のために交付された交付金を、国保全体を抑制、抑えるために活用するという答弁だったんですが、子供の数に着目した交付金ならば、本来は子供の財政支援に活用するのが有効的な使い方だと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

御指摘の交付金につきましては、子供に対する支援策に活用することができればよいのですが、交付額が少額であるため、今回につきましては税率抑制に活用させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 町長の答弁で、仙台市の例がありました。仙台市は、子供の数に着目した交付金、これを活用して国保の子供の均等割保険料を減免したとしております。詳しく内容を見ていきますと、18歳未満の子供の均等割保険料、仙台市は保険料なので、この保険料を3割減免するという制度を新設したようです。

予算の質疑でも、子供に対しての均等割について、軽減策を町として検討したと聞いており

ますが、今後、本町も子育て世帯の負担軽減策として行うべきではないでしょうか。また、もし仙台市と同じ均等割の3割減免を実施したら、幾らぐらいかかると、こういったものは試算しているのかなと思うんですけども、幾らぐらいかかるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今後の子育て世帯への軽減策につきましては、現段階では仙台市と同様の減免額の措置を行いますと、616人の3割減免ということになりますと、約570万程度の費用が必要となります。これらのことを考えますと、現在の国保財政の状況では、減免措置というのはなかなか難しい状況ではないかというふうに考えております。ただし、今後、もしも国保財政が改善したという場合につきましては、近隣市町の状況も見ながら、再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 仙台市と同じ均等割の3割減免を実施したら570万円かかるということで、子供の数に着目した交付金だけでは、やはり足りないので、本町も足りないんだと思うんです。やはり本町も、独自の負担軽減の推進を図るべきだと思うんです。

ちょっと、仙台市の取り組みのことをお話ししたいんですけども、仙台市の注目されている取り組みですが、仙台市は、国保法第77条の規定を活用して、特別な事情の規定については自治体の首長の裁量が認められていることから、子供がいることを特別な事情と認定することで軽減を実現されたということです。これは、政府の立場からもよい取り組みと見られておりますし、本町としても、これは大いに参考にしてほしいと感じるんですけども、いかがでしょうか。これは町長に、仙台市の取り組み、ちょっと注目されているんですけども、町長の意見をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。御質問ありがとうございます。

仙台市の取り組みについてということですが、私ども利府町は仙台市の真隣にはあるんですけども、人口規模も予算規模も全く桁が違うということで、果たしてそれが参考になるのかどうかということは、ちょっと私もわかりかねるかなと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 規模が違うということですが、やはり自治体の首長が、国保第77条の規定を使ってこういった取り組みをしているということは、ぜひ参考させていただきたい

と思うんですよ。

もう一つ、最近、岩手県宮古市も子供の均等割の減免を発表しております。昨年、宮古市では議会から子供の均等割減免の要望がありまして、これは昨年の12月18日なんですけど、そのとき市長は、軽減は今後検討すると述べたそうです。そして今回、わずか2カ月後なんですけれども、来年度の予算案として子供の均等割の免除を計上したようですが、この間、全国の自治体に広がっている同じ趣旨の減免制度は、第3子から全額免除や、子供については3割減免というのが主で、所得制限までつけるような自治体もありました。

こうした中で、宮古市は全ての子供の均等割を全額免除する完全免除になっております。さらに、財源というのはふるさと寄附金を活用しているので、子供がいない方々の保険料負担がふえないように、国保会計内でのやりくりではなくて、一般会計で賄っているということでした。首長の判断で、子供の均等割を減免したり、完全に免除することができるんですよ。利府町というのは、子育て世帯を応援する施策を数多く行ってきて、そのことが評判になり、利府町に住宅を購入して、そして生活する方がふえてきたんだと感じております。利府町の未来の担い手である子供たちを一生懸命育てているのに、さらなる負担を押しつけるということは、やはり間違っているんだと思います。国保の徴収方法と、所得に応じて支払い能力に応じた保険制度にすることが、やはり求められていると思いますが、ここでも町長の意見を聞いてみたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の質問にお答えします。御質問ありがとうございます。

済みません、今、安田議員は宮古市の例を上げて、議会から要望されたというお話であったんですけども、私の手元にある資料では、均等割免除は日本共産党市議団お二人が、昨年の12月議会だと市長に要求していたもので、とあるんですけども、これは議会全体が……。〔「議会全体というか、共産党の請願になって議会から要望があったということです」の声あり〕あったということですね。ありがとうございます。

なので、まずいろいろ考えさせていただいておりますが、私たちは、安田議員のおっしゃる、子供に関することというのは、非常に先進的な取り組みをしているということは自負しているところでございます。さはさりながら、私どもの財政ということも鑑みて、今回、るる町民課長からもご説明をさせていただいており、財政調整基金の中から、私たちも大変、私たちにとっては大きな額だと思っておりますが、そこを出させていただいて、最小限にこれを抑

えるという試みをしているということと同時に、安田議員おっしゃるとおりに、やはり今、いい流れだと思うんですね。これは国が偏りがちだった社会保障を全世代型にすると。その流れの中で教育無償化もありますので、この流れに乗って、しっかりと町村会、より大きな規模のまとまりで、国に対して要望していきたいと。先ほど課長からもありました、やはり財政支援ということが、まずありきなのかなと思っております。そこら辺はしっかりやっていきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今すぐは難しいと思うんですが、やはりふるさと寄附金の活用なども、そういったものも研究課題としていただきたいと思えます。

そこで、もう一つちょっと要望しておきたいんですが、18歳未満の子供については、子育て支援の観点から均等割の対象にしないというように、国や県へ意見を上げてほしいんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

子供の均等割を対象にしないという制度の創設ですね、それにつきましては、これまでも全国町村会や全国知事会などによって、国に対して何度も要望してきておりますので、今後もさらに要望を続けていきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） それでは、短期保険、資格証明書の質問に移ります。

昨年9月の定例会の答弁で、県の資格書や短期保険証、そういった発行するための統一のガイドラインというのをつくるんだよという話をしていたんですけども、これはいつごろできてくるんでしょうか。その後の話し合いついて何かあったのか、お願いします。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

統一のガイドラインの作成につきましては、平成30年度からの県の国保連携会議の収納部会というところで中心になって策定をしております、来年度中に県のほうから示される予定というふうに聞いております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 短期保険証と資格証明書の発行ですね、やはりこれはそれぞれの市町村

の実態に応じて発行するのが原則ですし、市町村のそれぞれの判断で行うべきだと私は考えております。

ガイドラインを、今つくっているのであれば、ガイドラインに短期保険証や資格証明書を機械的に発行しないというような、そういった文言を1つ入れるような働きかけが必要ではないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

ガイドラインへの提言につきましては、今後、指針への意見等を市町村へ求めるというふうなことでござりますので、関連部署と協議の上、必要な内容につきましては、意見を述べていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） では、3月現在で短期保険証と資格証明書の発行状況というのは、どのようになっているのでしょうか。短期保険証や資格証明書について、これは生活困窮者が的確な医療を受ける権利を減少させると私は考えております。

もう一つお聞きしたいんですけれども、被保険者が資格証明書や、あと短期保険証に移行した場合に、医療機関へかかる受診率の増減傾向、そういったものはつかんでいるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

短期保険証などへ移行した場合の受診率の傾向ということでございますけれども、短期保険証につきましては、保険証としてそのまま利用できることから、確認等は行っておりませんが、資格証明書につきましては、発行する際に審査委員会において、その世帯がどのように現在医療機関へどのような状況で通院しているか、そういうものを状況を確認しながら交付している状況でありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 2つのことを聞いてしまったので、もう一回お聞きしますけれども、今のは理解いたしました。あと3月現在での短期保険証と資格証明書というのは、どうなんでしょう、昨年と比べてふえているのか減っているのか、その辺の状況までお話ししていただきたいんですけれども。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

平成31年2月末での短期保険証交付数は、113件と前年度比で39件の減、あと資格証明書につきましては、現在5件で、前年度比で8件の減というふうになっております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） いろいろ一般質問とかいろいろなこと、それから余り資格証明書とか出すなということ参考をしているのかどうかかわからないですけども、やはり減ってきているので、その辺はちょっと安心はするんですけども、短期保険証や資格証明書の発行というのは、やはり生活困窮者から医療を受ける権利を奪うものだと私は思っているんですね。国保の加入者というのは低所得者の方だったり、あとは年金生活の方が数多く加入していますので、やはりいろいろ聞いてみると、心の病だったり入院をしているとか、そういった方がやはり多いですし、これはやはり協会けんぽよりは多い状態だと思うんですよ。

全国では、失業や病気でお金がないから保険証を取り上げられてしまって、そのことで重症化して死亡させてしまうというようなケースが見られます。生活困窮者から、やはり最後の糧を奪い取る短期保険証、資格証明書の発行は、やはり本町はやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。これは何回も聞いていることなんですけれども。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

短期保険証、資格証明書の交付につきましては、交付する対象者の状況を詳細に確認した上で、税収納にとってどうしても必要であると判断された世帯に対して交付しておりますので、医療の機会を妨げることのないよう十分注意しながら対応しておりますので、今後も慎重に発行に関しては対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 一歩でも、国保制度がよくなるように、そして加入者がどのような状況にあるのかを、やはりそれをしっかり見て、あとは国保の問題ですね、その課題もこれからもしっかり考えていってほしいと思います。

次に、児童クラブについてお聞きします。

放課後児童クラブの「従うべき基準」の廃止は、全国の学童保育関係者が、約50年の年月をかけて全国一律の最低基準を確立してきた歴史とは逆行する行為だと思っております。国は、

従うべき基準を守って、各市町村へのしっかりとした予算措置、財政措置を図るべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

現在、児童クラブの運営に当たりましては、運営交付基準額のそれぞれ国・県の負担率が3分の1、それに保護者の方に負担いただいている利用料と町の財源をあわせて運営をさせていただいているところでございます。

国のほうでは、昨年、新放課後児童対策プランを策定いたしまして、やはり児童クラブの運営を推進して、子供たちを安全を守るための環境整備を進めるということで取り組んでいる状況です。そういったところからいたしましても、町といたしましても、子供たちを安全で安心にお預かりできる環境整備を進める上で、やはり現在国のほうから交付いただいている交付金については、維持をしていただくこと不可欠ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） そうですね、そのとおりだと思います。安倍首相は、消費税10%の増税を財源に、子育て世帯の投資を拡充すると表明しております。しかし、その後、安倍政権が進めてきているのは、保育所と学童保育といった子育てにかかわる基準を自治体の判断で引き下げてもいい仕組みづくりばかりです。子供の命や安全を守るためには、必要な基準を緩和してでも量が確保できれば構わないというような発想なのかなと、私はちょっと感じてしまいます。

同時に、これは学童保育の利用者の増加で膨らむ国の負担を抑制するねらいにも感じられます。これでは、子供を安心して育てられないと保護者は感じているのではないかなと思います。町は、子供の安全と安心、そして保護者の方々の不安を解消するためにも、「従うべき基準」を町の最低基準として守っていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、国で定めております「従うべき基準」「参酌化すべき基準」につきましても、町のほうで定めております条例の中では、おおむね国の基準に準じ運営をしているところでございますので、今後も同様に国の基準に準じながら運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 時間もなくなるので、急いで質問します。

放課後指導員の話、（2）の質問です。放課後児童指導員の資格の者を原則2名以上配置しているという基準を、参酌化すると、何かあったときに対応できなくなると私は感じております。町内の放課後児童支援員の方にもお話を聞いてみました。有資格者が2人いるから、子供が急な病気やけがなどのときに対応できると言っておりました。「従うべき基準」の参酌化で、有資格者が1人で面倒を見るというふうになったら、児童クラブの運営に支障を来すと話しておりました。やはり、現場の意見もしっかり聞いて、今後対応していくということによろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 児童クラブにつきましては、子供たちがやはり放課後生活の場として利用している施設でございます。学年によっては、放課後の下校の時間も異なっておりますし、それぞれ子供たちの活動も、一カ所で同じ活動をするというような状況ではない運営の仕方になっておりますので、現在も指導員は各クラブに2名ずつ配置をして運営しているところです。やはりその2名の配置がなければ、子供たちを安全にお預かりすることは難しいというふうに考えておりますので、1人の配置というのは難しいものというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今回の参酌すべき基準というのは、全国的な放課後指導員の人手不足を解消するためだと政府は主張しています。ですが、人手不足を抜本的に解消するためには、放課後児童支援員の社会的な身分の確立と、それに見合う処遇改善を進めることが、私は必要だと感じておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

放課後児童支援員の処遇改善についてでございますけれども、保育士あるいは介護士等と異なりまして、放課後児童厚生員の部分につきましては、一定の法のもとに対応されているものではございません。ただ、国におきましては、やはり放課後児童厚生員の処遇改善が必要ではないかということで、平成29年度から補助制度を設定しているところでございます。

こちらにつきましては、保育所との開所時間の乖離の縮小であったり、子供たちの安全・安

心な居場所を確保するための支援員の賃金の改善等の必要な経費の補助を行うものとして  
いるところがございます。現在のところ、町でそういったものを活用はしておりませんが、  
議員のほうから御指摘のありましたとおり、今後検討が必要なものではないかというふう  
に考えているところがございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 放課後児童クラブは、共働き、ひとり親家庭には必要不可欠な存在で  
すが、そこで働く支援員の労働条件は、改善されないまま放置されております。

ある放課後児童支援員の方からお話を聞いたところによりますと、子供と接する仕事につ  
きたくて放課後児童クラブの仕事を天職だと思って働いているが、このまま続けられるか  
どうか不安だと話しておりました。

理由としては、収入面などの処遇改善が行われていないことが原因だと私は感じまし  
た。保育士の処遇改善は進む一方、保育所を卒業してから子供たちが入る児童クラブ  
では、不安定な雇用や収入面など処遇の改善が進んでおりません。町も、放課後指  
導員の置かれている状況を把握してといいますか、優秀な町の職員なので把握して  
いるとは思いますが、町独自の支援、町独自でも構いません、あらゆる手だてを  
使って、こういった放課後児童指導員の支援を考えていくべきだと思うんですが、  
いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

放課後児童支援員の処遇改善につきましては、先ほどの答弁にもございましたよ  
うに、国の補助制度が現在導入されているところがございます。子供たちを安全に  
預かるための環境整備の1つというふうを考えているところがございます。

ただ、まだ実際に補助を活用している自治体等も、まだ少ないという状況も伺  
っております。今後、近隣自治体の動向等を研究しながら検討してまいりたい  
というふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 町も、児童指導員の状況を理解していると思います。ど  
うでしょうか、町長、3月定例会、お金がかかる問題ばかり投げかけて、何か  
ちょっと申しわけないなと私も感じているんですけども、この問題も、や  
はりしっかりと受けとめて、町長にも考えていただきたいと思うんですが、  
どうでしょう、児童クラブの働いている方の処遇改善です。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。再質問ありがとうございます。

子供は国の宝、地域の宝、未来そのものでございますので、しっかりと私たちも子供たちのために教育環境、また生活環境の改善に努めていかなければならない。またその子供たちは一人で大きくなるわけではないので、そのサポートする皆さんの処遇改善、今、安田議員がおっしゃったようなことは、本当に必要だと思います。

本当に町独自でやれたらと私も本当に募る思いがございます。しかし、先ほどの答弁と一緒にになるかもしれませんが、これはやはり大きな塊で、全世代型の社会保障の波に乗っていったほうが、私はより予算の獲得ということ、また処遇改善ということ、支援員の皆様初め子供の周辺をサポートする皆様の処遇改善ということ、安定的な地位になれるということは、課題の改善がよりハードルが低くなるのではないかと思いますので、より大きな塊の1つとしてしっかりと積極的に要望、要求をしていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） ぜひ進めていっていただきたい課題だと思います。

では、（3）の質問に移ります。

来年度の児童クラブの待機児童というのは、これは発生するのでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

新年度当初の待機児童は、現在のところ発生しておりません。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 定員オーバーなどで児童クラブを利用できない児童がいないということですが、では、本町では「従うべき基準」を参酌化してまで、児童クラブの受け皿を拡大したり、人材確保のために規制緩和しなくてもよい状態なんだと思います。そこで、この質問の最後としてお聞きしますが、本町では、今までとおり児童クラブの基準を守って、児童クラブに通う子供の安全・安心を保障していくと、守っていくと、そういう考えで町はいるということ、最後に確認していますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

「従うべき基準」の参酌化につきましては、答弁にもございましたとおり、現行の町の運営

基準においても、おおむね遵守しているところでございます。今回の予定されている改正におきましても、おおむね町の定めているところから大きな変化はないものというふうに考えておりますので、これまでどおり基準を遵守してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） これまでどおりやっていくということで、本当に100点満点の答弁だと思います。

今回の「従うべき基準」の参酌化は、子供にとっては最善の利欲を守るのではなくて、一部の市町村の都合を優先させたものであり、これが広がってしまえば、児童クラブの質を確保することはできず、子供の放課後の生活を守ることはできないと思います。

町として、これまで行ってきた児童クラブの基準、ルールはしっかり守っていくということなんですけれども、しっかりお願いしたいと思います。

最後、菅野課長、最後締めていただきます。最後の質問ですね。家賃補助、災害公営住宅です。

答弁で、塩釜地区広域行政で話し合いがあったということで、この中で、どんな話し合いがあったのか、ちょっとその中身を教えてくださいませんか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

2市3町の公営住宅担当者会議において、当初は低減化を延長するというふうな方向で、いろいろ検討を行いまして、7月から7回行っております。内容については、各市町村でどのような方が入居しておるか。あとは家賃を低減した場合の考え方、あと財源をどうするかということと、あと低所得者とあわせて一般入居者との格差をどうするか。あと、実質的に収入超過者の方も、もう既に発生しているということなどから、いろいろ検討をとり行ってきまして、本町においては、やはり、これまでまだ5年ぐらいですから、住宅もまだ新しい状況で、修繕のほうは余りかからないですが、今後、やはりどの住宅もだんだん古くなると、修繕費とかもふえてくるということとあわせて、本町において、やはり一番は、延長する場合の財源をどのようにするかということと、あわせて、御承知のとおり、公営住宅は一般の家賃より低廉化で安い価格で設定する。災害公営住宅は、それにまた低減を加えて、はっきり言いますと、もっと安い価格で被災者の自立支援を促すという制度のもとで、これまで取り組んでいるわけございまして、今後、そちらになりますと、一般的に低所得者に入られる公営住宅よりも安

い家賃がどこまでかということも含めて、今、検討しているところでございます。町としては、御承知のとおり平成26年10月と11月に入居開始しておりますから、31年10月、11月に5年を迎えるというふうな形になりますから、その前に関係者の皆様に、そこら辺の家賃体系については、できる限り早い段階で御説明したいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 答弁書に、早い時期に方向性を示すと答弁書にあるんですね。早い時期というのは、次の月というか、具体的に言うと、早い時期というのはいつごろ示せると考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 入居者のことも考えまして、早い時期といいますと、やはり、ただ今回、家賃については、31年度はこのままで進めたいと考えております。年度途中で家賃とかが変わったりすると、入居者の方にいろいろ支障が出る可能性もありますので、ですからできるだけ早目に結論を出しまして、まず議会のほうに御説明しまして、あと入居者に説明をするという方向で、できる限り早い時期に結論を出したいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。皆さんが納得する結果になるかどうか、ちょっとわからないですけども、やはり最善を尽くしてしっかりとこの問題、考えていていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で6番 安田知己君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あすは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後1時54分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成31年3月14日

議 長

署名議員

署名議員